

(目的)

第一条 この法律は、関西文化学術研究都市の建設に関する総合的な計画を策定し、その実施を促進することにより、文化、学術及び研究の中心となるべき都市を建設し、もつて我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に資することを目的とする。

第二条 この法律で「関西文化学術研究都市」とは、京田辺市、木津川市、京都府相楽郡精華町、枚方市、四條畷市、交野市、奈良市及び生駒市の区域のうち国土交通大臣が定める区域を地域とし、当該地域に文化学術研究施設、文化学術研究交流施設、公共施設、公益的施設、住宅施設その他の施設を一体的に整備することを目的として建設する都市をいう。

第三条 この法律で「関西文化学術研究都市」(定義)

<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一一年六月一六日法律第七六号) 抄</p> <p>(施行期日) 内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>
<p>第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、附則第十七条から第七十二条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>

<p>第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(兩議院の同意を得ることに係る部分に限る。)に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十一条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定)公布の日(関西文化学術研究都市建設促進法の一部改正に伴う経過措置)施行日前に第八十九条の規定による改正前の関西文化学術研究都市建設促進法第五条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定によりされた承認又はこの法律の施行の際現にこれらの規定によりされている承認の申請は、それぞれ第八十九条の規定による改正後の関西文化学術研究都市建設促進法第五条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。</p> <p>(国等の事務)</p> <p>第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行は、平成十三年一月六日から施行する。ただ</p>
<p>第一条 この法律は、施行日前にされた国等の事務に係る处分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下の处分において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。</p> <p>2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第二項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p> <p>(その他の経過措置の政令への委任)</p> <p>第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)は、政令で定める。</p> <p>(検討)</p> <p>第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。</p> <p>第二百五十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>

<p>第一条 この法律は、平成十六年七月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一五年六月二〇日法律第一〇〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>
<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年六月二十四日法律第一〇五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>

<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>

<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>

<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>

<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>

<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一一〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>

<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一一〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>

<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一一〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>

<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一一〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>

<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一一〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>

<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一一〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>

<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一一〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>

<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一一〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>

<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一一〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>

<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一一〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>

<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一一〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>

<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一一〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>

<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一一〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>

<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一一〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>

<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一一〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>

<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一一〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>

<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一一〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>

<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一一〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>

<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一一〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>

<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一一〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>

<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一一〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>

<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一一〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>

<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一一〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>

<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一一〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>

<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一一〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>

<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一一〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>

<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一一〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>

<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一一〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>

<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一一〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>

<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一一〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 **附 則** (平成二三年八月三〇日法律第一